

## 掛川市インターンシップ実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的として掛川市（以下「市」という。）が実施する就業体験（以下「インターンシップ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による大学（大学院を含む。）及び同法第108条の規定による短期大学（以下「大学等」という。）に在学する学生とする。

### (受入期間及び実習時間)

第3条 受入期間は、5日を超えない範囲とする。

2 実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、受入部署が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、規定の時間外においても実習を行うことができるものとする。

### (実習生の受入れ)

第4条 実習生の受け入れは次のとおりとする。

- (1) 募集については、「掛川市ホームページ」等により広報するものとする。
- (2) 申し込みを希望する大学等または学生個人は、募集期間内に掛川市インターンシップ申込書（様式第1号）を市へ提出するものとする。ただし、申し込みの状況によっては、募集期間内であっても申し込みを終了する場合がある。
- (3) 市は、申込書の提出があったときは、受け入れの可否を決定し、掛川市インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により大学等または学生個人に通知するものとする。
- (4) 市は、実習生の受け入れを決定した場合は、大学等と覚書（様式第3号）を締結するものとする。なお、学生個人の申込については、この限りではない。

### (実習生の身分及び報酬等)

第5条 市は実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。

2 市は、インターンシップに係る報酬等についてこれを支給しない。

### (サービス)

第6条 実習生は、実習に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮、監督及び助言等に従わなければならない。

- 2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 実習生は、実習中に知り得た個人情報については、第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。
- 4 実習生は、前各項の規定を遵守するため、市に対して誓約書（様式第4号）を事前に提出すること。

（事故責任等）

第7条 大学等及び実習生は、実習中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応するものとする。

- 2 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は、連帯してその損害を賠償するものとする。

（実習の中止）

第8条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができるものとする。この場合において、実習を中止したときは、速やかに大学等及び実習生にその旨を通知するものとする。

- (1) 実習生が、第6条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。
- (3) 市の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。
- (4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

（報告）

第9条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、体験報告書（様式第5号）を作成し、市に提出しなければならない。

第10条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。